



高木 教夫

一、情報公開法について 二、水道事業会計について

「情報公開法」について

問 政府・地方公共団体、その他の公共機関が保有する文書は、原則として全て公開となっているが、本町は開始から部分公開が123件中48件もあり、住民の知る権利を保障するとなっていない条例とは矛盾するのではないのか、また、何故部分公開しか出来ないのか。

答 機関内部における審議や検討・調査の関する情報は、町政の公正または執行に支障を及ぼすおそれのあるものは公開義務の適用除外となる。また、社印・個人印・印影に付いては非公開情報である。

問 情報公開の請求権者の範囲は何人にも限らず拡大すべきで、基本は町民に限らず誰でも請求出来る様にすべきである。

答 条例5条、1～5項以外の方からの文書公開申し出があった場合には、

情報公開請求と様式は異なるが「情報公開申し出」となり中身は同じである。

問 本町の情報公開条例の10条は全ての公共機関保有の文書は、原則国民・住民に公開となっている事に反するのではないのか、また、当該行政文書の存否を何故明らかに出来ないのか。

答 10条は、非公開情報の公開と同様に解される場合を指しており、個人の病歴・犯罪歴等特定の生命、身体等名誉が侵害される場合は、行政文書の存否を明らかにせず、当該公開請求権を拒否する事を想定している。

要望 情報公開法は、憲法に基づき国民主権の理念を実現する為に、行政文書の公開を国民の権利として認め実施の手続きを定めた法律である。国民の知る権利を保障する観点から非公開にする問題点は「国が専管する外

交・防衛情報・個人情報」等が基本でその他は公開しなくてはならないというのが情報公開法の基本である。本町も包み隠さず問題点以外は公開する様に要望する。

「水道事業会計」について

問 住民にとって死活問題となる大事な事業が「独立採算制」でなく、何故一般会計と同様に扱われないのか。

答 給水人口が5千人を超えると上水道事業となり、地方公営企業法が適用される。

問 学校・道路・施設等

は一般会計から賄われているが、水道事業は、殆んど住民負担の料金で賄われるために、水道料金が高くなるではないか。

答 水道事業は、使用される方々から料金を徴収し応分の負担を頂き運営をしている。



木戸 俊治

町財政の現状、 行財政改革の取組みは万全か！

問 財政運営上、学校再編整備、火葬場建設、公共下水道の整備等重要政策課題の推進に向けての経費の準備が必要である。今後このまま財政調整基金を取り崩していくと平成33年度には赤字に陥ると予測される。財政の現状は実際どうなのか。

答 町長に就任以来財政健全化に取組み、各種事務事業や施設運営の見直しで経費を削減し、重要施策に重点的に配分し、剰余財源を財政調整基金に積み立ててきた。

しかし、町税収入、地方交付税の減収見込みにより大変厳しい状況を迎えると認識している。現行の行財政改革を更に推し進め早期健全化団体や財政再生団体への転落を回避したい。

問 行財政改革の取組みとその成果について伺う。

答 あるお金で予算を組むことを基本に事務経費を削減し、各種補助金等も精査を行った。特に退職者の補充を控え、平成17年以降20人近くの人員を削減し人件費の抑制に努めた。このよう

な細かい積み重ねで健全な財政状況となっている。また、下水事業等の繰入金金が非常に多くなっている状況や、福祉等社会保障費が増えること

もある程度見込んでいます。本町の計上収支比率は90%以上になっており、投資的経費財源が割以下である。今後は更に経常経費の切り詰めをしなければと思っています。

問 「能勢町版骨太の方針2012」に示されている「本町の財政収支見通し」についてはどうか。

答 平成33年までの10ヶ年計画だが、大きな事業については事業費等のコ